

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190813	さんようバス株式会社 法人番号(4240001037427) 代表者土井俊斉	広島県豊田郡大崎上島町 東野4034-1	太田営業所	広島県豊田郡大崎上島町 東野4034-1	文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、令和元年6月27日に監査を実施。3件の違反が認められた。 (1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	4	0
20190821	共栄観光株式会社 法人番号(6250001010190) 代表者加地日出男	山口県光市小周防1735-14	本社営業所	山口県光市小周防1735-14	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、令和元年7月5日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第25条第2項)(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)(3)運行指示書記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(4)乗務員台帳作成義務違反(運輸規則第37条第1項)(5)乗務員台帳記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	4	4
20190823	広島バス株式会社 法人番号(4240001009574) 代表者沖田和也	広島県広島市中区光南6丁目1-68	観光	広島県広島市中区光南6丁目1-68	文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、令和元年7月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)	0	0